

重要事項説明書

「外部サービス利用型【介護予防】特定施設入居者生活介護」

外部サービス利用型【介護予防】特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」という）は利用者（以下「契約者」という）に対し外部サービス利用型【介護予防】特定施設入居者生活介護サービス（以下「特定施設サービス」という）を提供します。

1.（施設経営法人）

- 1 法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
- 2 法人所在地 神戸市中央区東川崎町6丁目2番6号
- 3 電話番号及びFAX番号 078-992-0065
FAX 078-992-6568
- 4 代表者氏名 理事長 坂本和恵
- 5 設立年月日 昭和27年 5月30日
- 6 インターネットアドレス <http://www.daijien.com>

2.（併設施設の概要）

- 1 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下 1階
- 2 建物の延べ床面積 6,813.18㎡
- 3 併設事業

事業の種類	事業者指定	利用定数
通所介護	大慈デイサービスセンター	30名
短期入所生活介護	大慈弥勒園ショートステイ	15名
特別養護老人ホーム	大慈弥勒園	100名
訪問介護事業所	ヘルパーステーション大慈	
診療所	大慈診療所	

4 施設の周辺環境

神戸市営地下鉄 西神南駅より徒歩約900m、緑に囲まれ、落ち着いた雰囲気の中に施設があります。また、最寄駅周辺にはコープ西神南店のような大型店舗や、飲食店もあり都市の利便性と郊外の快適性を併せもった地域です。

3.（利用施設の概要）

1 施設の種類

指定【介護予防】特定施設入居者生活介護事業者 平成18年4月1日
令和6年4月1日指定更新
介護保険事業者番号 第 2875202414 号

2 施設の目的

介護保険法令に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し特定施設サービスを提供します。特定施設サービスは、養護老人ホーム（以下「施設」という）に入所中の方で要介護者または要支援者に認定された方がご利用いただけます。

3 施設の名称 大慈吉祥園特定施設入所者生活介護事業所

4 施設の所在地 神戸市西区樫谷町長谷 1 3-1

交通機関 神戸市営地下鉄（西神南駅） 徒歩 15 分

5 電話番号及び F A X 番号 0 7 8 - 9 9 2 - 0 0 6 5

F A X 0 7 8 - 9 9 2 - 6 5 6 8

6 施設長(管理者)氏名 奥山 弘樹

7 特定施設の運営方針

老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

また、職員の研修等を実施し、それぞれの専門性を高めていきます。

8 開設年月 平成 1 8 年 4 月 1 日

9 入所定員 7 0 人

4. (特定施設サービス利用対象者)

1 特定施設サービスを利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。「要介護・要支援」の認定を受けておられる契約者であっても、将来「要介護・要支援」認定者でなくなった場合には、利用できなくなります。

2 利用契約の締結前に事業者から、感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. (契約締結からサービス提供までの流れ)

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、作成する「特定施設サービス計画」で定めます。

特定施設サービス計画の作成及びその変更は次の通り行います。

1 特定施設の計画作成担当者に特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

- 2 計画作成担当者は特定施設サービス計画の原案について、契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 特定施設サービス計画は、状態の変化や更新月もしくは契約者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及びそのご家族等と協議して、特定施設サービス計画を変更します。
- 4 特定施設サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. (居室・設備等の概要)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	70室(洋室)	トイレ(車椅子対応)・洗面所・ 電動ベッド・ 寝具類(上下布団・枕・ シーツ類)・ダンス・床頭台 ナースコール・冷暖房完備 眠り SCAN (10台)
食堂(ホール)	1室	
浴室	2室	手すり・シャワーキャリー設置

7. (職員の配置状況)

特定施設では、契約者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<勤務体制> (養護老人ホーム大慈吉祥園・ヘルパーステーション大慈と兼務)
 通常勤務(9:00～18:00) 夜勤勤務(16:00～10:00)2名
 早出勤務(7:00～16:00)1名 遅出勤務(10:30～19:30)
 1名を配置しています。

<配置職員の職種と人数、職務内容> (指定基準を遵守する)

管理者(1名)兼務可	管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に関わる職務に従事します
生活相談員(1名)	契約者の生活相談及び支援に対する調整を行います

介護職員 (必要数)	日常生活上の支援及び介護を行います
計画作成担当者（１名）	専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画の作成を行います
看護職員（１名）	契約者の健康管理を行います

8.（特定施設が提供するサービスと利用料金）

特定施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

1 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

<基本サービスの概要>

特定施設サービス計画作成・契約者の安否の確認・契約者の生活相談等

<安否確認について>

- ・ナースコールの設置
- ・夜間の巡回(23:00 2:00 4:30)
- ・食事の際に出て来られない事があれば、必ず訪室し様子を伺います。
- ・一般入浴中の巡回(13:30～16:00)

<受託居宅サービスの概要>

訪問介護サービスの提供は、指定居宅サービス事業所に委託しております。特定施設サービス計画に基づき、契約者が施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの提供を行います。

<委託契約事業所>

- 一 訪問介護事業所 ヘルパーステーション大慈
(社会福祉法人 大慈厚生事業会)
 - 二 通所介護事業所 大慈デイサービスセンター
(社会福祉法人 大慈厚生事業会)
 - 三 指定訪問看護事業所 おひさま訪問看護ステーション
- ※契約により通所サービスを受けることができます

1) 食事

- ・施設では、栄養士が栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・契約者の身体の状態で、継続した食事療法が必要と判断された場合、医師の指示に従って、療養食を提供します。

- ・お身体の状態に合わせた食事サポートを行います。

(食事時間)

朝食： 7：20～8：15 昼食： 12：00～12：45

夕食： 18：00～18：45

2) 入浴

- ・お身体の状態に合わせた入浴サポートを行います。
- ・入浴又は清拭を週2回行います。

3) 排泄

- ・サポートが必要なご契約者に対して、自立支援を踏まえたトイレへの案内や排せつのサポートを行います。

4) 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

5) その他自立への支援

- ・身体状況に応じた洗濯の介助を行います。
- ・服薬管理が難しくなった場合には、服薬管理、服薬介助を行います。
- ・買物の代行を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、又適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

契約者が利用した特定施設サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

※所得に応じて、免除・減免があります。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額が変更になります。
- ・契約者に介護保険料に未納がある場合、自己負担額については全額自己負担となることがあります。

2 介護保険の給付対象外のサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

- ・契約者の介護にかかるオムツ等の排泄介助用品
- ・理髪サービス(委託先業者)

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

- ・複写物の交付(1枚10円)

契約者は、複写物を必要とする場合には自己負担になります。

- ・マスク(1枚10円)

- ・ゴミ回収（養護老人ホーム 大慈吉祥園の重要事項説明書参照）
- ・日常生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は全額自己負担となります。

3 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

契約者が利用した特定施設サービス利用料金の自己負担額と介護保険の給付対象とならないサービスの料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 21 日までに口座振替対応します。

4 <金銭管理>（大慈吉祥園重要事項説明書参照）

<保管管理者> 施設長 事務員

<出納方法> 養護老人ホーム 大慈吉祥園に準ずる

5 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）

医療機関の名称	みどり病院
所在地	兵庫県神戸市西区枝吉1丁目16番地
診療科	内・外・整形外科
医療機関の名称	かもめ歯科
所在地	兵庫県神戸市長田区東尻池新町1番20号 イオン長田南ショッピングセンター2F
診療科	歯科

9.（契約の終了について）（契約書第16条参照）

特定施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、特定施設との契約は解除となります。

1 契約者が死亡した場合

2 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合

3 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- 4 施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- 5 措置解除となった場合
- 6 契約者から退所の申し出があった場合
- 7 事業者から退所の申し出を行った場合
- 8 要介護状態でなくなった場合

10. (契約者からの中途解約・契約解除について) (契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間内であっても、契約者から特定施設に中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には、中途解約・契約解除を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- 1 事業者もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくは職員が、契約書第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは職員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 5 その他
 - ・ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ・ 契約者が入院された場合

11. (事業者からの契約解除と施設の退所) (契約書第19条参照)

(大慈吉祥園契約書参照)

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約

を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4 契約者の行動が他の利用者や職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

5 契約者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

※契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び利用していただけます。（契約書第21条参照）

6 契約者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所する場合、もしくは介護医療院に入院する場合

※契約終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者に負担していただきます。

7 契約者またはその身元引受人ないしご家族、その関係者が、法令違反その他著しく常識を逸脱した行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

（文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除）

12.（禁止事項について）

1 金品の貸借、物のやり取り

2 居室内での飲酒

※園での提供は行事、晩酌の希望（自己負担）を受けた方のみ食堂にて提供します

3 宗教や習慣の相違等で他人を攻撃、又は自己の為に他者の自由を侵す

4 喧嘩や口論、泥酔した状態になり他者に迷惑をかける

5 指定した場所以外で喫煙する

6 施設の秩序・風紀を乱し安全衛生を害す

13.（ハラスメントについて）

以下の行為は、ハラスメント行為に該当し、サービスの提供の中止または契約解除場合があります。

1 施設の職員または他の利用者に対して行うハラスメント（たたく、つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、唾を吐く、理不尽なサービスを要求する）などの迷惑行為

2 施設の職員または他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸

出しにする)などの迷惑行為

3 施設職員又は他の利用者に対して行う悪質なクレームやストーカー行為(特定の職員へのつきまといや待ち伏せ、暴言や長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム)などの迷惑行為

4 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS 等に掲載する等

5 施設長及び施設職員の指導を守らない

6 その他、規定に定めていることに反する行為

1 4. (身元引受人(以下「連帯保証人」という)について)(契約書第 2 3 条参照)

1 契約締結にあたり、連帯保証人をお願いしております。

連帯保証人は本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負うことになります。

2 連帯保証人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負うことになります。

①契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申し込み、費用負担等その入院手続きを円滑に遂行していただきます。

②本契約が終了、施設を退所する場合には、事業者と協力して契約者の状態に応じた受け入れ先を確保していただきます。

③契約者が死亡された場合、速やかに遺体及び残置物の引き取り等必要な処理をしていただきます。また、契約者が死亡されていない場合でも、契約が終了した後、当施設の残置物を契約者が引き取れない場合は、連帯保証人に必要な処理をしていただきます。

3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合、並びに本契約が終了した場合、その旨を連帯保証人に連絡をするものとします。

4 事業者は、契約者に親族や身寄りが全くない等特別な事情があり、連帯保証人を立てることが出来ないと認められる場合には、本条項の適用を免除することできます。

5 事業者は、契約者に連帯保証人がいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺させていただきます。

6 契約者は、連帯保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産宣告等により、連帯保証人としての相応しくない事情が発生した場合は、新たな連帯保証人を立てていただくようお願いしております。

7 連帯保証人となる方については、本契約から生じるご契約者の債務について、

極度額として本契約開始時または更新時における月額利用料の36か月分を限度とし、連帯してご負担いただきます。その額は、ご契約者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、施設は連帯保証人の方に利用料等のお支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 5. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、契約者から提供された契約者および身元引受人（連帯保証人）に関する個人情報を下記の目的以外に使用いたしません。

1 契約者に提供する介護サービス等

2 介護保険事務

3 契約者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）

4 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

5 契約者の健康に関する協力医療機関との平常時からの情報交換

(2) 契約者に関するお問い合わせ

当施設では、ご契約者に関する来園や電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては、ご契約者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させていただきます、お問い合わせに対し回答してほしくない方のご指定や情報提供範囲についてご希望がごありの場合は遠慮なくお申し出ください。

(3) 写真の掲示

施設では、外出やお祭りの行事等の写真を掲示、広報誌等へ掲載する場合がございます。掲示や掲載をご希望されない場合は遠慮なくお申し出ください。

(4) 個人情報の開示

施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規定に基づいて行うこととします。

16. (苦情の受付について) (契約書第26条参照)

大慈吉祥園 重要事項説明書参照

＜施設及び特定施設による受付＞

苦情・相談受付窓口 (担当者): 生活相談員

苦情解決責任者: 施設長 (管理者) 奥山 弘樹

電話 078-992-0065 (代表)

＜苦情解決第三者委員＞

苦情・相談受付担当責任者第三者委員に直接申し立てることができます。

※各フロア事務所入り口に氏名、連絡先を掲示してあります

＜行政機関その他受付機関＞

神戸市保健福祉局 監査指導部	TEL: 078-322-6242 (平日8:45～12:00、13:00 ～17:30)
兵庫県国民健康保険団体 連合会 介護サービス 苦情相談窓口	TEL: 078-332-5617 (平日8:45～17:15)
神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	TEL: 078-371-1221 (平日9:00～17:00)
養介護施設従事者等に よる高齢者虐待通報専用 電話 (監査指導部内)	TEL: 078-322-6774 (平日8:45～12:00、13:00 ～17:30)

17. (事業者の義務等について) (契約書第8条参照)

【サービス提供における事業者及び職員の義務】

事業者は、契約者に対するサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上で特定施設サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者又は職員は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

18. (守秘義務について) (契約書第9条参照)

- 1 事業者又は職員は、施設サービスを提供するうえで知り得た契約者またはそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

19. (施設利用の留意事項) (大慈吉祥園に準ずる)

施設のご利用にあたって、施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を守っていただきます。

1 面会

面会時間 9:00～17:00

来訪者は1階事務所受付にて面会名簿にご記入後、フロアの職員にお知らせください。なお、来訪される場合、衛生上問題がある食品の持込みはご遠慮下さい。

なお、感染症流行にあたる時期は、手洗い・うがい・消毒をお願いいたします。

2 外出・外泊(契約書第25条参照)

外泊については、事業者の同意を得たうえで、最長で月8日間とさせていただきます。この場合、宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出ていただきます。

※緊急やむを得ない場合の届け出はこの限りではありません。

3 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

4 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・施設及び特定施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

5 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

20. (損害賠償について)(契約書第13条、第14条参照)

- 1 事業者は、本契約に基づく特定施設サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められ、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合は、事業者の損害賠償を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入していますので、第12条第1項について保険請求をする場合には、契約者又はご家族の方等に当該保険の調査等の手続きにご協力いただきます。

21. (事故発生時の対応について)

施設において、事故が発生した場合には速やかに契約者又はご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録いたします。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための策を講じるものといたします。

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（基本サービス）

要介護	84単位／日(89円/日)
-----	---------------

訪問介護サービス利用費

外部身体介護 1	15 分未満	94 単位	99 円
外部身体介護 2	15 分以上 30 分未満	189 単位	200 円
外部身体介護 3	30 分以上 45 分未満	256 単位	270 円
外部身体介護 4	45 分以上 60 分未満	341 単位	360 円
外部生活援助 1	15 分未満	48 単位	51 円
外部生活援助 2	15 分以上 30 分未満	94 単位	99 円
外部生活援助 3	30 分以上 45 分未満	142 単位	150 円
外部生活援助 4	45 分以上 60 分未満	190 単位	201 円
外部通院等乗降介助	1 回	85 単位	90 円

通所介護サービス

※4 時間以上 5 時間未満・1 回につき

要介護 1	349 単位	368 円
要介護 2	400 単位	422 円
要介護 3	452 単位	477 円
要介護 4	504 単位	532 円
要介護 5	555 単位	585 円

加算

特定施設障害者等支援加算	20 単位
特定施設サービス提供体制加算 I	22 単位
介護職員処遇改善加算 I	12.8%
高齢者施設等感染対策向上加算 II	月 5 単位
協力医療機関連携加算	月 100 単位
新興感染症施設療養費	日 240 単位

同意書

令和 7 年 月 日

特定施設での特定施設入居者生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人大慈厚生事業会 大慈吉祥園特定施設入所者生活介護事業所

説明者職名 介護支援専門員 桐岡 弘美 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設での特定施設入居者生活介護の提供開始に同意しました。

契約者

住所 神戸市西区櫨谷町長谷 13-1

氏名

契約者は、署名ができない為、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

氏名 (続柄)

身元引受人 (連帯保証人)

氏名 ☐ 同上 (続柄)

電話番号 ① () — <自宅・その他 >

② () — <携帯・その他 >

家族代表者

氏名 ☐ 同上 (続柄)